

第 4 4 号議案参考資料

議 案 名

桶川市地域福祉活動センター設置及び管理条例

1 提案理由

住み良い地域社会の形成と地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉活動の拠点となる場を提供するため、桶川市地域福祉活動センターを設置したいので、この案を提出するものである。

2 制定の内容

桶川市地域福祉活動センターの設置に関し、次の事項について規定する。

- (1) 業務に関すること。 (第 2 条関係)
- (2) 指定管理者による管理及び指定管理者が行う業務に関すること。
(第 3 条及び第 4 条関係)
- (3) 指定管理者の指定の申請、指定及び公表等に関すること。
(第 5 条から第 7 条まで関係)
- (4) 事業報告書の作成及び提出並びに業務報告の聴取等に関すること。
(第 8 条及び第 9 条関係)
- (5) 指定の取消し等に関すること。 (第 10 条関係)
- (6) 休業日及び利用時間に関すること。 (第 11 条及び第 12 条関係)
- (7) 優先利用、利用の許可及び制限、利用権の譲渡等の禁止並びに利用の許可の取消し等に関すること。 (第 13 条から第 17 条まで関係)
- (8) 利用料金の納入、収入、減免及び不還付に関すること。
(第 18 条から第 21 条まで関係)

- (9) 施設等の原状回復に関する事。 (第22条関係)
- (10) 施設等を損傷し、又は紛失した場合における損害賠償等に関する事。 (第23条関係)
- (11) 遵守事項に関する事。 (第24条関係)
- (12) 入館の禁止等に関する事。 (第25条関係)
- (13) 秘密保持に関する事。 (第26条関係)

3 施行期日

公布の日から起算して15月を超えない範囲内において規則で定める日